

「就業不能」の発生リスクと対処の必要性

ここでは、就業不能の定義や発生リスクなど、就業不能への備えを考えるうえで、最低限押さえておきたいポイントをQ&Aで解説する。

なごみFP事務所・CFP®

竹下 さくら

そもそも「就業不能」とは
どんな状態のことを指すのか。

Q1

定義は決まっているのか？

A 働けない状態の定義は保険商品で差がある

「就 業不能」とは、文字どおり、働くことができない状態を指す言葉だ。働けなくなった後の暮らしを守る代表的な公的保障には、健康保険の「傷病手当金」と国民年金・厚生年金保険の「障害年金」があるが、給付を受けるための条件はまちまちだ。

まず、傷病手当金は、健康保険に入っている人が「病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない」ときに支給される。つまり、働けないことが絶対条件になっている。一方、障害年金は「障害認定基準を上回る障害状態である」場合に、保険料を一定以上未納にしていなければ受け取れる。言い換えれば、障害年金は、障害認定基準を満たせば、働いていても受給が可能である。

入院や自宅療養が
支払要件なのは同じだが…

さて、就業不能リスクをカバーする民間の保険商品としては、「①就業不能保障保険」「②長期所得補償保険」「③所得補償保険」といった単品の保険が特に注目されている。いずれも、病気やケガで、入院または医師の指示による自宅療養の状況にあることを保険金支払いの要件としている点は同じだが、働けない状態の定義については差が見られている。

まず「①就業不能保障保険」は、複数の生命保険会社を取り扱っている保険で、「いかなる職業においても全く就業ができない場合」を要件としているものが主流だ。続いて「②長期所得補償保険」は、損害保険会社1社で販売されているが、①就業不能保障保険と同様、「いかなる業務(仕事)にも全く従事できない」状態を

どのような病気・ケガで
就業不能になっているのか。

Q2

A 原因の多くは「がん」。リスクは死亡に匹敵する

保険金・給付金支払いの要件としている。つまり、保険金・給付金を受け取るためには、病気やケガになる前の業務(仕事)だけでなく、他の事務作業や軽作業等の仕事もまったくできない状態であることが必要とされている。

それに対して、「③所得補償保険」は複数の損害保険会社で取り扱われているが、「保険証券に記載した現在の業務に全く従事できない場合」が支払い要件とされている。

保険金支払いの要件だけを見れば、「①就業不能保障保険」「②長期所得補償保険」のほうが「③所得補償保険」よりも厳しい印象を受けるが、商品性には大きな違いがある(商品の比較は40ページも参照のこと)。

民間の保険商品を活用する場合は、カバーされる期間の長さ、保険金・給付金を受け取るまでの免責期間、商品性を吟味したうえでの判断が重要になる。

就 業不能をカバーする公的保障のひとつである「障害年金」の受給者は、図表1のとおり、この10年を見てもずっと増え続けている。平成24年は198万人が障害年金を受給している。

しかし、「どういう原因で就業不能になっているのか」の回答を障害年金のデータに求めても、あまり意味はないかもしれない。なぜなら、Q1で述べたように、障害年金を受給しているからといって必ずしも就業不能の状態にあるとはいえないからだ。また、障害年金の受給者は就労前から障害を持つ人も含まれるため、元気だった人

が病気やケガで働けなくなる状況としての「就業不能」をイメージしても、「障害年金受給者＝就業不能者」と判断するのは適切ではない。そこで、もうひとつの公的保障である「傷病手当金」のデータを基に、就業不能の原因を確認しておこう。

図表2を見てほしい。特に目を引くのは、年齢が上がるほど増える「新生物」と「循環器系の疾患」、そして若い年代に多い「精神及び行動の障害」だ。

「新生物(がん)」は、治る病気と言われて久しいが、それでも就業不能の原因として、特に50歳代以降に占める割合は大きい。

また、話題のうつ病は「精神及び行動の障害」に含まれるが、40歳代までは全体の2分の1から3分の1を占めるほどに大きな割合を占めていることが見て取れる。

死亡リスクと同等程度だが
認知度は明らかに低い

ところで、この就業不能リスクは、死亡リスクに比べてどの程度高いのであろうか。

前述のように、障害年金の受給要件は必ずしも就業不能状態とは一致しないし、傷病手当金も1年6ヵ月の間のデータに過ぎないため、適切な比較とならない可能性が高い。そこで、同